

## 新一般廃棄物最終処分場の候補地選定方法の変更（案）について

### 1 変更理由

第1回委員会において、候補地の選定にあたっては、評価基準、評価のウェイトなどを当初に定め、統一した基準のもと選定作業を進めていくべきであり、専門的知見を有する専門業者の助言等が必要との意見をいただいた。

また、市において、関係部局との調整等事務作業を進めていく過程において、新たに基準として追加していただきたい項目が判明した。

以上の点から、候補地の選定方法、建設可能エリアの絞り込み基準について、一部変更いたしましたく選定委員会に諮るものである。

### 2 変更内容

#### (1) 候補地の選定方法の変更について

候補地の選定については、市域の中から法的規制区域等を除外して候補地を抽出し、その後、一定の基準で絞り込みを行い、その絞り込んだ候補地の詳細調査を専門業者に委託し、建設候補地を選定することにしていた。

これを、委員会の意見を踏まえ、最初に法的規制等がかかっていない「建設可能エリア」を図上調査により行い、建設可能エリアについて、専門業者に詳細調査を依頼し、その結果を踏まえ具体的な候補地の選定作業に進むことに変更したい。

この変更により、委員会の意見等を踏まえた選定作業に近づくことが可能となる。

→ 【変更内容の詳細は、別添 資料2のとおり。】

#### (2) 建設可能エリア（一次スクリーニング）の選定基準の変更について

第1回委員会において、一次スクリーニングの基準について審議いただき、了承を受けていたが、市において、事務作業を進めていく過程において、基準の修正あるいは新たに基準を追加すべき項目があると判断したことから変更したい。

##### ア) 変更項目

①農業振興地域の見直し

##### イ) 追加項目（除外基準として追加）

- ①面的な事業活動区域（ゴルフ場、碎石場等）
- ②活断層との距離
- ③地層（過去の公共事業で支障が生じた区域）
- ④市の将来の土地利用計画

→ 【変更内容の詳細は、別添 資料3のとおり。】

### 3 候補地の選定について

二次スクリーニング（定性評価）、三次スクリーニング（定量評価）の評価項目については、一部事務組合経由で専門業者に委託し実施する詳細調査と並行し、一体的な評価となるよう取り組む。

なお、評価基準及び評価のウェイト等については、委員会より意見をいただき定めるものとする。